

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業

入札説明書

【H28.4.1 変更版】

平成28年2月

浅川清流環境組合

目 次

I 募集の趣旨	1
II 事業の概要	1
III 事業者募集等のスケジュール.....	4
IV 入札に関する条件.....	4
V 入札書類の審査	13
VI 提案に関する条件.....	14
VII 事業実施に関する事項.....	17
VIII 特定事業契約に関する事項.....	19
別紙1 事業スキーム図.....	20
別紙2 モニタリング実施要領等.....	21

入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

組合	: 浅川清流環境組合をいう。浅川清流環境組合は日野市、国分寺市、小金井市の3市で組織する一部事務組合である。
本事業	: 新可燃ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
新可燃ごみ処理施設	: 日野市、国分寺市、小金井市の3市から排出される、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃性残渣の処理をするとともに、処理に伴い発生するエネルギーを回収し発電等を行う施設（高効率ごみ発電：発電効率17%以上）をいう。
外構施設等	: 洗車場、車庫棟、駐車場、構内道路、構内排水設備、植栽・芝張り、門、囲障等その他をいう。
本施設	: 新可燃ごみ処理施設、計量棟、外構施設等から構成される施設を総称していう。
DBO方式	: Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
S P C	: 落札者の構成企業が本事業の運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	: 組合と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。落札者の構成企業及びS P Cで構成される。
落札者	: 選定された入札参加者をいう。
設計企業	: 事業者のうち本施設の設計を行う者をいう。
建設企業	: 事業者のうち本施設の建設を行う者をいう。
運営企業	: 事業者のうち本施設の運営を行う者をいう。
入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業又は企業グループをいう。
構成企業	: 入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	: 入札参加者を代表する企業をいう。S P Cの50%超の出資者となる。
建設 J V	: 組合と建設工事請負契約を締結する、設計企業と建設企業による共同企業体をいう。なお、設計企業と建設企業が同一企業である場合は設立しない。
入札説明書等	: 入札説明書、要求水準書、特定事業契約を構成する各契約書（案）、基本協定書（案）、落札者決定基準及び様式集をいう。
追加資料	: 組合が、本事業に関して入札公告以降に配布する資料及び回答書等をいう。
基本協定	: 落札者決定後、特定事業契約締結に向けて、組合と落札者が締結する協定をいう。
基本契約	: 事業者の本事業を一括で発注するために、組合と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	: 本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設 J V等が締結する契約をいう。
運營業務委託契約	: 本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、組合と S P Cが締結する契約をいう。
特定事業契約	: 基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	: 事業者が実施する設計、建設及び運営の実施状況についての組合の監視をいう。

I 募集の趣旨

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業は、日野市、国分寺市、小金井市において発生する廃棄物の適正な処理を行うため、ごみ処理施設の設計・建設及び運営について、民間事業者に一括かつ長期的に委ねるDBO事業として実施するものである。

この入札説明書は、組合が本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、適用するものである。入札参加者は、この入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出することとする。

II 事業の概要

1 事業名称

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

ごみ処理施設

3 対象となる公共施設等の名称

浅川清流環境組合 新可燃ごみ処理施設

4 事業内容

(1) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に準じて実施する事業であり、事業者が、組合の所有となる本施設について設計・建設及び運営を一括して受託するDBO方式とする。

(2) 契約の形態

ア 組合と事業者は、基本契約を締結する。

イ 基本契約に基づいて、組合は、設計企業と建設企業による建設JV等と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

ウ 基本契約に基づいて、組合は、SPCと運營業務委託契約を締結する。

エ 基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約の3つの契約をまとめた特定事業契約の各々についての締結主体を「別紙1 事業スキーム図」に示す。

(3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

ア 設計・建設・試運転期間：平成28年11月から平成32年3月までの3年5ヶ月間

イ 運営期間：平成32年4月から平成52年3月までの20年間

(4) 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時において、組合の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態に保って、本施設を組合に引継ぐものとする。

なお、本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後 15 年目の時点において、組合及び事業者は協議を開始するものとする。

(5) 事業の対象となる業務範囲

ア 事業者が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

- ①本施設の設計
- ②本施設の建設
- ③測量・地質等の組合が提示する調査結果以外に必要となる調査
- ④組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ⑤環境影響評価に関する支援
- ⑥組合が行う許認可申請支援
- ⑦建設工事に係る許認可申請
- ⑧近隣対応（事業者が負担すべき範囲）

(イ) 本施設の運営に関する業務

- ①受付管理業務
- ②運転管理業務（焼却残渣等の副生成物の敷地内における運搬車両への積み込みを含む）
- ③維持管理業務
- ④情報管理業務
- ⑤環境管理業務
- ⑥見学者対応支援、近隣対応（事業者が負担すべき範囲）、災害時対応等のその他関連業務

イ 組合が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

- ①近隣対応（組合が負担すべき範囲）
- ②環境影響評価
- ③交付金申請
- ④施設設置に係る届出
- ⑤本施設の設計・建設工事監理
- ⑥その他これらを実施する上で必要な業務

(イ) 本施設の運営に関する業務

- ①近隣対応（組合が負担すべき範囲）
- ②運営モニタリング
- ③本施設の見学者対応

- ④余剰電力の売却
- ⑤焼却残渣等の副生成物の運搬・処分
- ⑥その他これらを実施する上で必要な業務

(6) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

ア 本施設の整備に係る対価

組合は、本施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、施設整備費として建設 J V 等に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

イ 本施設の運営に係る対価

組合は、事業者が実施する本施設の運営業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたって S P C に支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に 1 回改定することができるものとする。なお、委託料は、固定料金と変動料金（搬入廃棄物量（実績値）等）に応じて変動）で構成されるものとする。

(7) 売電収入の取り扱い

本施設での発電による電力は、原則として組合に帰属するが、事業者が運営業務を実施するにあたり施設内で使用することは認める。余剰の電力については組合が電気事業者に売電し、売電収入については全て組合に帰属するものとする。

(8) 組合が適用を予定している交付金について

組合は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは組合において行うが、建設 J V 等は申請手続きに必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。

5 関係法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

Ⅲ 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式によるものとする。

本事業における事業者募集等のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

平成 28 年 2 月 26 日（金）	入札公告（入札説明書等の公表）
平成 28 年 3 月 7 日（月） ～ 3 月 9 日（水）	質問の受付（第1回）
平成 28 年 3 月 28 日（月）	質問回答の公表（第1回）
平成 28 年 4 月 11 日（月） ～ 4 月 12 日（火）	入札参加表明書、参加資格審査申請書類受付
平成 28 年 4 月 21 日（木）	参加資格審査結果の通知
平成 28 年 4 月 28 日（木） ～ 5 月 6 日（金）	質問の受付（第2回）
平成 28 年 5 月 26 日（木）	質問回答の公表（第2回）
平成 28 年 6 月 29 日（水）	入札書類の受付
平成 28 年 8 月下旬	提案書に関するヒアリングの実施
平成 28 年 8 月下旬	落札者の決定及び公表
平成 28 年 9 月上旬	基本協定締結
平成 28 年 10 月	仮契約締結
平成 28 年 11 月上旬	本契約締結

Ⅳ 入札に関する条件

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、設計企業、建設企業及び運営企業を含む複数の企業のグループ（一企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとする。
- イ 入札参加者は、SPCへの出資を予定する構成企業のみで構成されるものとし、構成企業以外の者の入札参加者への参画は認めない。
- ウ 入札参加者のうちプラントの設計を実施する企業1者を組合との交渉窓口となる代表企業として定める。
- エ 本事業の設計建設業務を建設JVにより実施する場合は、代表企業が建設JVの代表者となるものとする。
- オ 入札参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、組合と協議の上、これを決定する。
- カ 入札参加者の構成企業は、原則として、他の入札参加者の構成企業になることはできない。なお、組合が事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- キ 落札者は、仮契約締結時までにSPCを日野市内に設立するものとする。落札者の構成企業は全てSPCへ出資することとし、構成企業以外の者の出資は認めない。
- ク 代表企業は、事業期間中にわたって、SPCの発行済株式総数の100分の50を超

える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をするとともに、100 分の 50 を超える議決権割合を有するものとする。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 構成企業の役割に応じて、入札参加表明書提出時点において日野市の入札参加資格を有していること。なお、入札参加希望者は余裕を持って東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格登録手続きを行うこと。
- エ 設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、設計企業の役割を、建屋担当、プラント担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。
 - (ア) 建屋の設計を実施する企業にあつては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - (イ) プラントの設計を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の全ての要件に当てはまるストーカ炉の元請での設計実績を 2 件以上有すること。（建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 30%以上のものに限り、かつ、以下の①～③を全て満たすプラントの設計を担当した場合、実績として認める。）
 - ①平成 14 年 12 月以降に竣工した施設の受注実績であること。
 - ②1 炉につき 114 t / 日以上 of 施設であること。
 - ③ボイラ・タービン式発電設備であること。
- オ 建設企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、建設企業の役割を、建屋担当、プラント担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。
 - (ア) 建屋の建設を実施する企業
 - ①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - ②建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が入札参加表明書の提出期限日において 1,000 点以上であること。
 - (イ) プラントの建設を実施する企業
 - ①建設業法第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
 - ②地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の全ての要件に当てはまるストーカ炉の元請での建設実績を 2 件以上有すること。（建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 30%以上のものに限り、かつ、以下の a～c を全て満たすプラントの建設を担当した場合、実績として認める。）
 - a. 平成 14 年 12 月以降に竣工した施設の受注実績であること。
 - b. 1 炉につき 114 t / 日以上 of 施設であること。
 - c. 1 炉につき 114 t / 日以上 of 施設であること。

c. ボイラ・タービン式発電設備であること。

カ 運営企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数の構成企業で運営業務を実施する場合は、(ア)は、全ての構成企業が満たすものとし、(イ)及び(ウ)は、少なくとも構成企業のうち1者は満たすものとし、(エ)は、補修工事を実施する構成企業が満たすものとする。

(ア) 一般廃棄物処理施設(中間処理)の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

(イ) 一般廃棄物を対象とし、平成14年12月以降に竣工したボイラ・タービン式発電設備付きストーカ炉施設の運転管理実績を元請として2件以上有していること。なお、SPCを組成する事業における運転管理の実績の場合は、当該事業に係る事業契約書等において運転管理業務を担う主たる企業として明記されている場合に限り実績として認める。

(ウ) 廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、(イ)の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

(エ) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける焼却設備又は機械器具設置の業種登録のある者で、建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当する者

イ 組合又は、日野市、国分寺市、小金井市のいずれかにおいて指名停止を受けている者

ウ PFI法第9条の各号の規定に該当する者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされている者

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をしている者

カ 本事業に係るアドバイザー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所、また、これらと資本面及び人事面において関連のある者。(「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し若しくはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者又は当該企業が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し若しくはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。本項において、以下同じ。)

キ 「浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」の委員と資本面及び人事面において関連のある者

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、入札参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、原則として、当該入札参加者は失格とする。ただし、代表企業以外の構成企業が上記参加資格要件を欠く場合には、本事業の遂行に支障を来たさないと組合が認めた場合に限り、当該企業を参加資格要件を満たす者に交代させた上で、入札参加者の参加資格を引続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

2 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

(5) 著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、組合は、本事業の範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(7) 資料の取扱い

組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、

この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示・確認させることはできない。

(8) 予定価格

本事業における予定価格は、26,448,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。なお、予定価格を構成する本施設の運営に係る対価の上限は、10,734,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。

入札参加者は、予定価格及び本施設の運営に係る対価の上限の範囲内で提案すること。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- ア 参加資格のない者のした入札
- イ 同一人がした2以上の入札
- ウ 不正の行為があった入札
- エ 金額その他記載事項が明らかでない入札
- オ 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札

(10) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知することとする。

また、入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に基づき審査を行う。

3 入札に関する手続き等

(1) 入札公告（入札説明書等の公表）

平成28年2月26日（金）に入札公告し、同日から組合のホームページにおいて入札説明書等を公表する。

なお、要求水準書の添付資料データについては、組合にて入札参加者に直接提供するため、希望する者は組合へ連絡すること。

(2) 現地見学

建設予定地の現地見学を希望する者（法人に限る。）は、様式1（Microsoft Word形式）を記載して電子メールにより組合に見学を申し込むこと。ただし、申込期間は、平成28年3月9日（水）午後3時までとする。

○Eメール：kawasemi@asakawaseiryu.jp

(3) 入札説明書等に対する質問受付（第1回）

入札説明書等の内容等に対する第1回質問を次のとおり受け付ける。

ア 入札説明書等に対する質問の受付

入札説明書等に関する質問を、様式 2 により以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：平成 28 年 3 月 7 日（月）～平成 28 年 3 月 9 日（水）午後 3 時

(イ) 提出方法：原則として、様式 2（Microsoft Word 形式）を記載して電子メールにより、組合に提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

○Eメール：kawasemi@asakawaseiryu.jp

イ 入札説明書等に対する質問（第 1 回）への回答の公表

提出された質問に対する回答は、平成 28 年 3 月 28 日（月）から、組合のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(4) 入札参加表明書及び参加資格審査申請書類受付

入札参加者は、入札参加表明書及び参加資格審査申請書類を組合へ持参により提出すること。

なお、入札参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、入札辞退届（様式 8）を提出すること。入札を辞退した場合に、今後、組合の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

ア 受付期間：平成 28 年 4 月 11 日（月）～平成 28 年 4 月 12 日（火）

午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 3 時

なお、書類を持参する際は組合に事前に連絡をすること。

イ 受付場所：浅川清流環境組合 事業課

ウ 電話：042-589-0555

エ 提出書類

(ア) 入札参加表明書（様式 3）

(イ) 参加資格審査申請書類（様式 4 から様式 7 及び添付書類）

- | | |
|------------------------------|-------|
| ①会社概要 | 1 部 |
| ②企業単体の貸借対照表（直近 3 年分） | 1 部 |
| ③企業単体の損益計算書（直近 3 年分） | 1 部 |
| ④連結決算の貸借対照表（直近 1 年分） | 1 部 |
| ⑤連結決算の損益計算書（直近 1 年分） | 1 部 |
| ⑥上記計算書類に係る監査報告の写し | 1 部 |
| ⑦納税証明書※（法人税、消費税、法人事業税、法人市民税） | 1 部 |
| ⑧その他入札参加者の資格を証する書類の写し | 各 1 部 |

※⑦については、入札公告日から参加資格審査申請書類の提出期日までに発行された、当該発行日時点における最新のものとする。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、平成 28 年 4 月 21 日（木）に入札参加者の代表企業

に対し、書面にて通知する。この際、提案者番号等を併せて通知するため、提案書の作成に用いること。

(6) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

入札参加資格がないと判断された場合、平成 28 年 4 月 25 日（月）から平成 28 年 4 月 26 日（火）までの午前 9 時から午後 3 時の間に書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成 28 年 4 月 28 日（木）までに入札参加者の代表企業に対し送付する。

(7) 入札説明書等に対する質問受付（第 2 回）

入札説明書等の内容等に対する第 2 回質問を次のとおり受け付ける。

ア 入札説明書等に対する質問の受付

入札説明書等に対する質問を、様式 2 により以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：平成 28 年 4 月 28 日（木）～平成 28 年 5 月 6 日（金）午後 3 時

(イ) 提出方法：原則として、様式 2（Microsoft Word 形式）を記載して電子メールにより、組合に提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

○Eメール：kawasemi@asakawaseiryu.jp

イ 入札説明書等に対する質問（第 2 回）への回答の公表

提出された質問に対する回答は、平成 28 年 5 月 26 日（木）から、組合のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(8) 入札書類の受付

参加資格が確認された入札参加者から、本事業に関する下記の要領により入札書類を受け付ける。入札書類の提出方法は持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、組合は受領書を発行する。

ア 受付日時：平成 28 年 6 月 29 日（水） 午前 9 時～正午、午後 1 時～3 時

なお、書類を持参する際は組合に事前に連絡をすること。

イ 受付場所：浅川清流環境組合 事業課

ウ 入札書類

(ア) 入札書類提出書（様式 9）及び要求水準に関する誓約書（様式 10）

綴じずに 1 部提出すること。

(イ) 入札書（様式 11）及び設計・建設に係る対価の内訳書（様式 12）

封筒に入れ封印し、事業名、宛先、入札参加者名を表記して 1 部提出すること。

(ウ) 事業実施体制図（様式 13）

綴じずに 1 部提出すること。

(エ) 設計・建設業務提案書（様式 14～様式 19）

(オ) 運営・維持管理業務提案書（様式 20～様式 26）

(カ) 事業計画提案書（様式 27～様式 32）

(キ) 設計図書

①施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）

②設計仕様書（要求水準書を基に提案する施設の仕様を「設計仕様記載用フォーマット」に記載したもの）

なお、「設計仕様記載用フォーマット」については、入札参加資格を認めた者に対して組合が配布する。

③図面

- ・全体配置図
- ・動線計画図
- ・見学者動線計画図
- ・建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）
- ・建築仕上図・諸室面積表
- ・各階機器配置平面図
- ・機器配置断面図
- ・鳥瞰図（施設全体及び敷地入口にたった目線）
- ・電気設備主回路単線系統図
- ・フローシート
 - 1) ごみ、排ガス、焼却主灰、飛灰等
 - 2) 給排水（上水、地下水、再利用水、プラント排水・生活排水等）
 - 3) 余熱利用
 - 4) 計装フローシート

④計算書等

- ・物質収支計算書（ごみ質ごと、時間当たり処理量に対応した値とする）
- ・熱収支計算書（ごみ質ごと、時間当たり処理量に対応した値とする）
- ・用役収支計算書（ごみ質ごと、日当たり処理量に対応した値とする）
- ・電力収支計算書（ごみ質ごと、日当たり処理量に対応した値とする）
- ・主要機器設計計算書（ごみピット・ごみクレーン・燃焼装置・ガス冷却排ガス処理設備等）
- ・非常用発電機負荷機器リスト

⑤工事関係

- ・全体工事工程

⑥環境関係

- ・施設稼働時予測結果（施設稼働時の騒音コンター図）
- ・上記騒音予測に係る予測条件（騒音発生機器一覧（予測上考慮した設備機器の騒音レベルを記載のこと。）、建築部材条件、防音室仕様条件）

⑦運営・維持管理関係

- ・運営・維持管理期間中の維持管理計画一覧表（主要な点検、補修、更新等）

- ・運転体制・配置人員（同種施設の運転経験、保有資格等が分かるように記載のこと）

提案書のうち、設計・建設業務提案書、運営・維持管理業務提案書及び事業計画提案書については、企業名を一切記載せず、入札参加者名については通知した提案者番号等を使用すること。これらは、様式 14～様式 32 の順に、各ページの下に通し番号を振り、A4 判・縦長・左綴じ（A3 判は横長で一連とし折り込むこと。）により、正本 1 部・副本 20 部及び内容を記録したデータ（CD 等）1 式（使用ソフト：Microsoft Word 及び Excel、JWCAD（それ以外については、dxf 変換を行うこと））を提出すること。なお、提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ 10.5 ポイント以上（図表は除く）にて作成すること。

設計図書については、A3 判で作成し、前記の順に横長左綴じにより、正本 1 部・副本 20 部を提出すること。

(9) 提案書に関するヒアリングの実施

提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを実施する。

- ・実施日時：平成 28 年 8 月下旬

※日時・場所については追って通知する。

(10) 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち会わせるものとする。

- ・開札日時：平成 28 年 8 月下旬

※日時・場所については追って通知する。

(11) その他

組合が配布する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとし、以後、配布するものが入札説明書等を補完・修正するものである場合には、入札説明書等の内容に優先するものとする。

V 入札書類の審査

1 審査及び選定に関する事項

(1) 新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した学識経験者等で構成される「浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

選定委員会は、以下の9名で構成される。入札参加者が、落札者決定までに、各委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

委員長	宮本 和明	東京都市大学都市生活学部 教授
副委員長	荒井 喜久雄	(公社) 全国都市清掃会議 技術部長
委員	谷川 哲男	(公財) 東京都環境公社 環境技術部長
委員	宮脇 健太郎	明星大学理工学部総合理工学科 教授
委員	山口 直也	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 准教授
委員	小笠 俊樹	日野市 環境共生部長兼クリーンセンター長
委員	佐藤 一幸	国分寺市 環境部長 (H28.3.31 までは大澤 康雄)
委員	柿崎 健一	小金井市 環境部長 (H28.3.31 までは中谷 行男)
委員	高野 賢司	浅川清流環境組合 事務局長

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

組合は、入札参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札書類審査

選定委員会において入札書類の審査を行う。

審査事項は、入札公告時に公表する「落札者決定基準」に示すとおりとする。

ウ 入札価格の確認

組合は、入札書に記載された入札価格(事業期間中の組合の支払額の合計をいう。以下同じ。)が、予定価格を超えていないことを確認する。

入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

エ 審査結果

選定委員会は、総合評価により最優秀提案を選定する。組合は、選定委員会の答申を受けて落札者を決定し、入札参加者に結果を通知するとともに、審査結果を公表する。

2 事務局

事業者の募集及び選定に係る事務局は、浅川清流環境組合事業課とする。

VI 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類及び参加資格審査申請書類を作成すること。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

1 計画地に関する事項

所在地	東京都日野市石田一丁目 210 番地の 2
敷地面積	約 1.1ha（本事業で使用可能な敷地面積） ※なお、都市計画決定区域は約 2.9ha（日野都市計画汚物処理場・ごみ焼却場区域として都市計画決定している区域を継続）
区域区分	市街化区域
用途地域	準工業地域（東側隣地は第 1 種低層住居専用地域）
防火地域	準防火地域
高度地区	第 2 種高度地区
容積率	200%以内
建ぺい率	60%以内

2 本施設の概要

新可燃ごみ処理施設	建設予定地	東京都日野市石田一丁目210番地の2
	施設規模	全連続燃焼ストーカ炉方式：228t/24h (114t：2 炉)
新可燃ごみ処理施設に関するその他施設	外構施設等	

3 処理対象物

- ・日野市、国分寺市、小金井市の3市から発生する可燃ごみ
- ・日野市、国分寺市、小金井市の3市から発生する可燃性粗大ごみ
- ・日野市、国分寺市、小金井市の3市から発生する可燃性残渣 等

4 施設の設計・建設工事の提案に関する条件

本事業の範囲である「施設の設計」及び「施設の建設工事」については、要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

5 施設の運営の提案に関する条件

本事業の範囲である「施設の運営」については、要求水準書に従い、入札書類を作成す

ること。

6 事業計画の提案に関する条件

(1) 本施設の整備に係る対価

組合は、建設JV等が実施する本施設の整備に係る対価を建設工事請負契約に基づき支払う。支払は、基本的に出来高に応じて支払うものとする。なお、事業者は、建設工事請負契約に基づいて、前払金及び中間前払金を組合に請求できる。

(2) 本施設の運営に係る対価（委託料）

組合は、SPCが実施する運營業務に係る対価を委託料として、運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は平成32年度第1四半期分（4月1日～6月末日）を初回として以後年4回、平成51年度第4四半期分（1月1日～3月末日）までの計80回支払われるものとする。

また、委託料は、ごみ処理施設の固定料金と搬入廃棄物量（実績値）等に応じて変動する変動料金からなるため、「表 委託料に関して提案を求める事項」に示す単価等を提案すること。固定料金については、原則として平準化を期待するものであるが、運営期間を次の4期に分割して各期の支払額を異なるものとすることを認める。ただし、各期内の各四半期における固定料金は同一の金額とする。

- ・第1期：第1回（平成32年度第1四半期）～第20回（平成36年度第4四半期）
- ・第2期：第21回（平成37年度第4四半期）～第40回（平成41年度第4四半期）
- ・第3期：第41回（平成42年度第1四半期）～第60回（平成46年度第4四半期）
- ・第4期：第61回（平成47年度第1四半期）～第80回（平成51年度第4四半期）

委託料は、物価変動に基づき年一回改定するものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。ただし、提案時からの物価変動が±1.5%以内の場合には改定しない。物価変動の判断に用いる指数としては、「消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均／日本銀行調査統計局）」を原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して運營業務委託契約に定める。

なお、入札価格の算定に使用する平成32年度から51年度までの搬入廃棄物設定量は、65,720t／年とすること。

また、最初の2年間（平成32～33年度）は飛灰の全量を薬剤処理し、残り18年間（平成34～51年度）は、年275日間は処理前飛灰の搬出を行い、年25日間は飛灰を薬剤処理するものとする。

表 委託料に関して提案を求める事項

提案を求める事項
・固定料金（四半期あたりの料金）
・変動料金（トンあたりの単価）

なお、運営期間中は、組合の指示に基づき、組合の指示する期間に薬剤処理を行うことから、変動料金（トンあたりの単価）は、「飛灰（処理前）」と「飛灰処理物（薬剤処理後）」の単価を提案すること。また、「飛灰処理物（薬剤処理後）」単価には、飛灰処理により必要となる運転管理費及び維持管理等の一切の費用を含めること。

（３）リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

イ リスク分担

本事業に伴うリスクに関する組合と民間事業者の責任分担等については、特定事業契約に定めるものとする。

（４）保険

建設企業は、組立保険、建設工事保険及び第三者賠償保険等に参加することとする。同様に、SPCは、火災保険及び第三者賠償保険等に参加することとする。

なお、組合は、本施設の所有者として、本施設に係る建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に参加する。

Ⅶ 事業実施に関する事項

1 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

(2) 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所立川支部を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、特定事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、特定事業契約を解除することができる。

ウ 上記の規定により組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。

イ 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

ア 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。

イ 運営期間においては、組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営業務委託契約を解除することができる。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

3 組合による本事業の実施状況のモニタリング

組合は、事業者が実施する本施設の整備及び運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。なお、運営に関するモニタリングについては、次項及び「別紙2 モニタリング実施要領等」も参照のこと。

(1) モニタリング

組合は、SPCが実施する委託業務及びSPCの財務状況の把握を目的に、定期的又は随時に、公正な視点からのモニタリング（監視）を行うこととする。具体的には、計画書、業務報告書、質疑回答書等の書面を通じて実施する他、現地調査、ヒアリング（事業者、利用者）等により実施する。また、組合は、必要に応じて専門家等の意見を参考にモニタリングを実施する。

(2) 委託料の減額等

運営業務委託契約、要求水準書で定められたサービス水準及び事業者提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法については運営業務委託契約に規定するが、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。

ア サービス水準の充足

イ 上記アを満たさない事項が組合に及ぼす影響度

ウ 上記アを満たさない事項に対する改善

（組合が提示する是正期間内であればペナルティポイントを付与しない。）

Ⅷ 特定事業契約に関する事項

1 契約手続

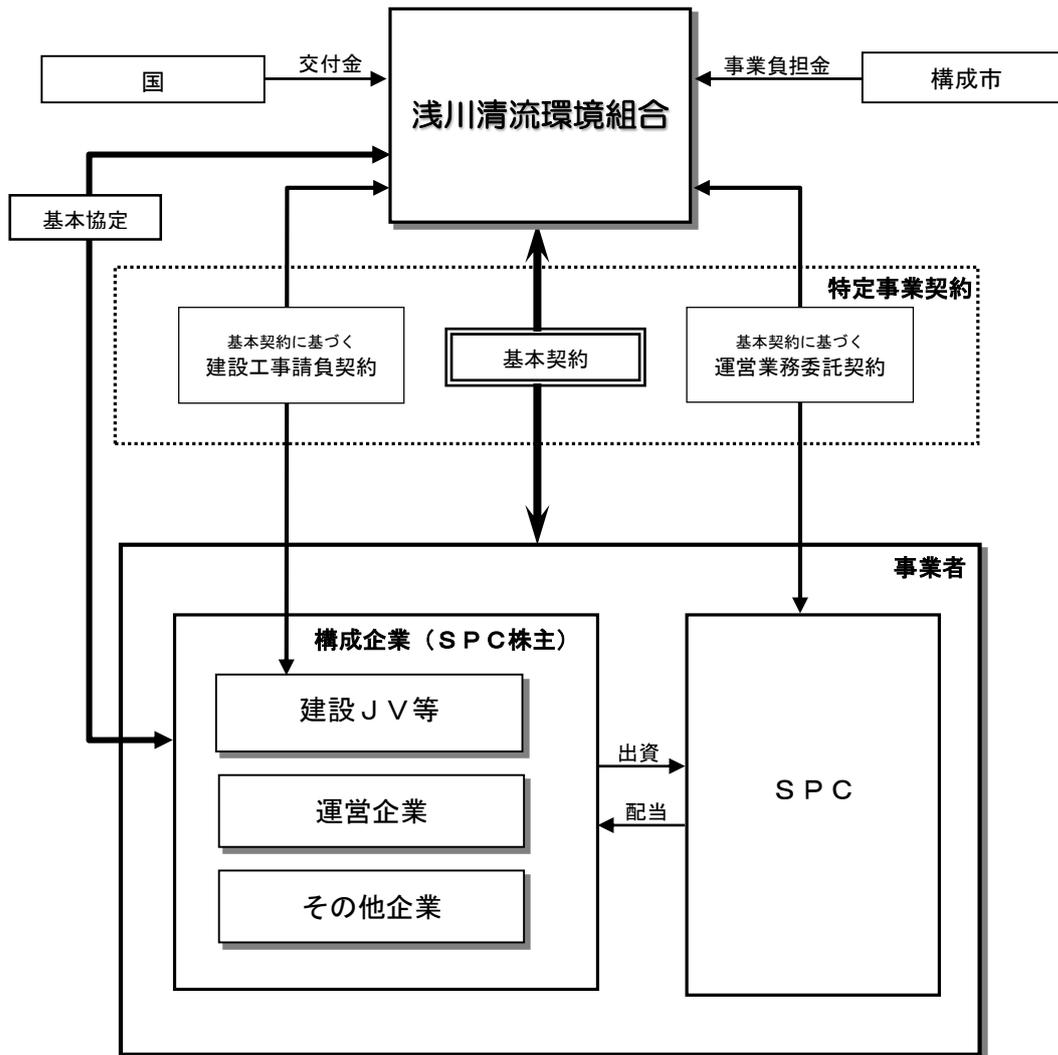
- (1) 組合は落札者を決定し、落札者と基本協定を締結する。
- (2) 落札者はSPCを設立し、落札者、SPC及び組合で基本契約を締結する。
- (3) 基本契約の合意内容に基づき、組合は、建設JV等と建設工事請負契約を締結する。
また、SPCと運營業務委託契約を締結する。
- (4) 契約保証金は、建設工事請負契約については契約金額の100分の10以上とする。ただし、建設JV等が、契約金額の100分の10以上の履行保証保険の付保又はこれと同等の保証契約を締結したときは、契約保証金を納付させないことができる。また、運營業務委託契約については年間委託料の100分の10以上とし、各事業年度の開始日までに納付することとする。ただし、SPCが、年間委託料の100分の10以上の履行保証保険の付保又はこれと同等の保証契約を締結したときは、契約保証金を納付させないことができる。

2 その他

- (1) 議会の承認
組合は、特定事業契約の締結に当たっては、平成28年11月(予定)の組合議会において建設工事請負契約を対象として議決を受ける予定である。なお、基本契約及び運營業務委託契約は、建設工事請負契約の締結日付で締結する。
- (2) 情報提供
情報提供は、適宜、組合のホームページにおいて行う。
- (3) 応募に伴う費用負担
応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (4) 担当
本事業の担当は、浅川清流環境組合事業課とする。

浅川清流環境組合 事業課 〒191-0021 東京都日野市石田一丁目210番地の2(日野市クリーンセンター内) 電話 042-589-0555 FAX 042-589-0545 E-mail kawasemi@asakawaseiryu.jp

別紙1 事業スキーム図

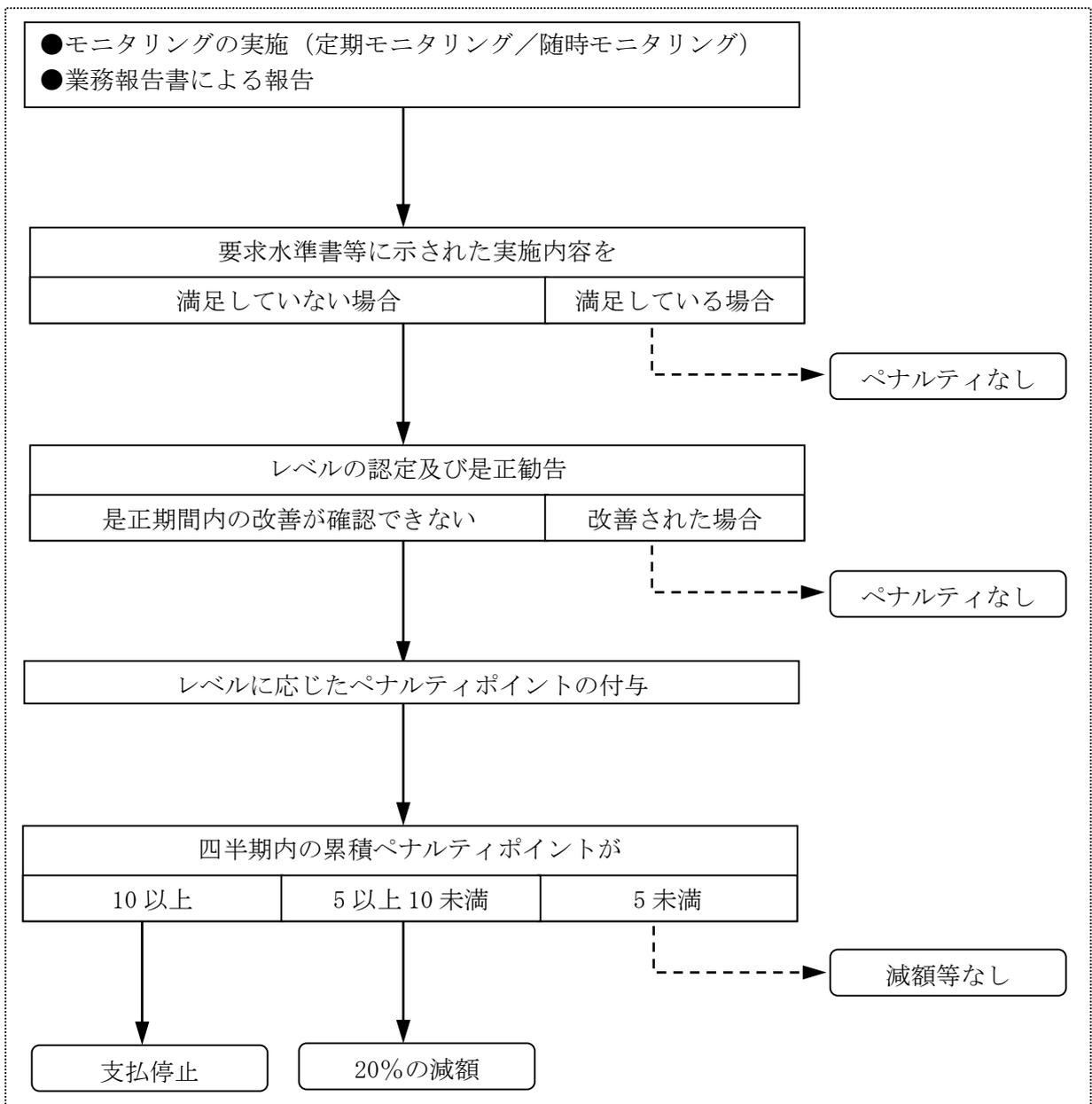


別紙2 モニタリング実施要領等

1 モニタリングの実施要領

組合は、事業期間にわたり、運営の実施状況についてモニタリングし、契約に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

その結果、SPCの業務内容が基本契約、運營業務委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は業務マニュアル等に示される運営に関する内容を満足していないと組合が判断した場合、以下のフローに示す手続き（四半期毎）により、是正勧告、委託料の減額等の措置をとるものとする。



2 委託料の減額方法

(1) 減額等の対象

減額等の対象は、各四半期において組合が支払う委託料とする。

(2) 減額等の措置を講じる事態

S P Cの責任により、基本契約、運營業務委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は業務マニュアル等に示される運営に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、本施設の運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、本施設の運営に比較的重大な影響を及ぼすことが想定される場合

(3) 減額等の決定過程

ア レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、組合は、その程度、緊急度等を勘案し、S P Cに相当な是正期間を提示する。

イ S P Cは、組合の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、組合の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与する。

ウ 組合及びS P Cは、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

(4) 委託料の減額の金額算定方法

ア ある四半期の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該四半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日における委託料について、以下に規定される減額等の措置が実施されるものとする。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
5未満	減額等なし
5以上10未満	20%の減額
10以上	支払停止

イ アに従い実施される累積ペナルティポイントの加算は、四半期毎になされるものとし、複数の四半期にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい四半期においては、再び、0から加算されるものとする。

3 契約の解除

累積ペナルティポイントが 10 以上の場合、支払停止とする。また、翌期の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが 5 以上であれば、組合は契約を解除することができる。